

# Ramesh Mishra, Globalization and the Welfare State

TAKAFUJI, Akira / 高藤, 昭

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

531

(開始ページ / Start Page)

71

(終了ページ / End Page)

75

(発行年 / Year)

2003-02-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006801>

Ramesh Mishra,

## *Globalization and the Welfare State*

評者：高藤 昭

はじめに

グローバリゼーションの語や書を見ない日はないほどの昨今である。その語は多義的であるが、現在もっとも注目され、研究が活発化しているのは冷戦終結後の90年代になって急速に展開した市場経済の地球化としてのそれ 経済グローバリゼーションである。

その内外社会・経済へのインパクトはきわめて多面的であるが、本書はその福祉国家へのそれを世界的視野で緻密に分析し、展望する。そして、この経済グローバリゼーション動向の強さを確認するとともに、それが人々の要望に反することを指摘し、それへの対抗策、対抗理論の構築を行っている。

今日、経済グローバリゼーションの福祉国家解体志向については、これを肯定・推進する理論 ネオリベラル思考 (= 新古典派経済学, IMF, WB, OECD) と、これを憂慮し、それへの対抗策確立への思考 (国連, ILO) とが対立しているが、本書は後者に属する。

### 一 本書の構成

以下のとおりである。

はじめに

- 1 グローバリゼーションの論理：変動する福祉国家の系譜

- 2 雇用，労働市場，所得：増大する不安定と不平等
- 3 社会政策の後退ないし福祉国家の空洞化 (hollowing out)
- 4 社会政策と民主主義：政治はなお重要か？
- 5 グローバリゼーションの将来についての国際比較：スウェーデン，ドイツ，日本
- 6 グローバリゼーションの論理再論
- 7 地球的社会政策に向けて

### 二 本書の概要

6章まではグローバリゼーションの福祉国家への影響の客観的分析で、最終章になって著者独自のそれに対する対応策や理論が展開される。

1章は、グローバリゼーションの性格と意味、その福祉国家への影響の考察で、本書の基調をなす部分である。この概念は、国際貿易拡大にもかかわらず、いまだ個別国家が残存している“internationalization”概念と理想型として対比され、超国家的企業の出現にみられるように、経済が個別国家を超越し、国際的プロセスと取引に再編成される状態で、政治とイデオロギー（アメリカ資本主義）からでた経済現象と捉えられる。とくに福祉国家に影響するのは金融グローバリゼーション (= 通貨自由化) の影響で、これがケインズ崩壊 ネオリベラル優越化 国家による資本のコントロール不能化 福祉国家退化の系譜となる。より具体的には、国民国家の経済成長への管理力減退、完全雇用政策不能化、資本の対政府、対労働の交渉力増大 (= 団体交渉の廃止を含む。)、賃金・労働条件低下圧力、累進課税の後退となる。これらはネオリベラルの競争原理による資本の低賃金国、低社会保障国、投資友好国への移動動向で強化される。

ネオリベラルとグローバリゼーションとの関係については、後者は単に市場経済志向のみではなく、政治的、イデオロジカルな現象、しかも世界的に正統性を樹立しようとする前者の超国家的現象である。そしてその根源はアングロ・アメリカン・キャピタリズムで、各国で差があるが、規制緩和、商品化、民営化、小さな政府、社会的保護縮減を志向する。ここから国民国家 = 福祉国家の解体、終焉が暗示される。EU、NAFTA等地域化も同様で、国民国家の主権と独自性 (autonomy) 縮小動向となる。ただし、国民国家はグローバリゼーション推進の側面があり、完全に消滅するものではない。

このようなグローバリゼーションの論理的帰結はつぎのような事項 (proposition) で整理される。国民国家の目的追求能力の剥奪、賃金等の労働条件の低下、不平等化、社会的保護、社会的支出の抑制、国民連帯の阻害、不平等の正当化による社会的保護のイデオロギック的支柱を弱体化、労働と国家の力を資本に移し、この社会的パートナーシップの基盤を弱体化、中道左派の排除による国家の政策選択の制約、その論理の国民共同体や民主政治の論理との衝突関係の発生。

2章は、以上を前提として、グローバリゼーションの完全雇用の終結など労働市場の変化、ソーシャル・ダンピング進行、経済的不平等化などの国民生活への悪影響が検証される。そしてここから国家や公的部門が、その悪影響に対応する社会的保護により重要な役割を果たすべきとの逆説的な結論が導かれる。グローバリゼーションは、十分な社会的保護のために最小限度の国家を存続せしめるとするのである。

3章では福祉国家にとってのグローバリゼーションの意味が検討される。それによる社会保障・福祉の縮小は市場経済化、すなわち労働市場の変化、雇用比例給付の役割縮小によって補

われるとのグローバリゼーションの論理が、権利としての福祉制度とどうかかわるかである。

この論理は以下のように論じられて否定される。国の債務、財政不足へのIMF等のネオリベラルの対応策として支出削減とくに社会支出抑制策がとられる。社会国家理念からの累進課税原則も、富の創出意欲刺激、投資誘導、資本流出抑制などのため緩和され、高所得者・企業優遇税制がとられる。そして、これによる減収補填は消費税、保険料アップ、すなわち累進税化 = 税の所得再分配機能減退を招く。高所得者は自分で保障できるとの理由で所得保障は縮小され、ケインズの社会的市民権 “social citizenship”，権利としての社会的最低限への国家責任原理も消滅する。こうしてグローバリゼーションは所得、富のいちじるしい不平等を生じさせている。

4章では、国民国家内でのグローバリゼーション = 反福祉国家性に対する民衆の反撃 = 民主主義の抵抗が展望される。世論は社会保障を支持するが、これは経済的要求たるグローバリゼーションと対抗関係となる。そのため福祉国家の後退は鈍化するが、最近ではグローバリゼーションによる福祉後退論が強まっている。労働組合、フェミニスト運動や高齢者からの抵抗はあるが、それには限界がある。フランス、ドイツ等の院外反対運動も代替案なく、長期に逆転できるか疑問である。

結局、世論、労働組合、女性運動、選挙制度からの抵抗はグローバリゼーションの進行を妨げうるが、それは一時的な後向き防衛行為に過ぎない。かえって、グローバリゼーションは、高齢者や女性の運動を弱体化している。イギリスの第三の道もネオリベラル寄りである。

以上は主としてアングロサクソン系諸国が念頭におかれたものであったが、5章では各国のグローバリゼーションがスウェーデン、ドイツ、

日本について比較展望される。

【スウェーデン】社会民主党と社会的市民権モデルの国であったが、90年代始めの不景気は福祉国家を壊滅し、市民は下野してグローバリゼーションへの方向での福祉国家のパラダイム転換をなした。金融規制緩和、労働市場柔軟化、財政赤字カットを実施し、この国の特色であった賃金平等＝一元的賃金市場も転換する。

税制も伝統的高累進構造と低企業課税が崩れ、最高税率の劇的引下げと消費税アップ 福祉抑圧 所得不平等化の方向をとる。医療費の増加、年金改革＝拠出増加等、スウェーデン社会的保護の性格変化、市民権モデルから社会保険モデルへの移行がおこっている。アングロサクソン系諸国ほどではないものの、その将来はスウェーデンの優れたコンセンサス形成が維持できるかにかかる。グローバリゼーションは民主主義に足枷をはめることをこの国は示した。

【ドイツ】ビスマルク社会保険モデルに立った福祉国家のリーダー国であったが、81年に失業率が上昇した。スウェーデンと異なり、キリスト教民主党は、完全雇用＝ケインズ的手法をとらなかったものの、雇用保護制度と団体交渉制度は維持され、失業者も保障されてきた。労働市場は労使のパートナーシップをベースとしてきて、解雇も困難であったが、グローバリゼーションは次第に使用者の力を強めている。

分配と課税の面での改革はアングロサクソンと同傾向であるが、スケールは小さい。賃金格差はまだ小さいが、所得と富の分配は不平等化している。所得税の最高税率の引下げ、さらに、EU通貨統合のためもあって若干の福祉制度後退をみたが、いずれも軽微である。ドイツ経済の強さから、目下グローバリゼーションに動じていないのはスウェーデンと異なるが、その脅威 資本流出 失業増 は存在し、この影響はドイツも避けられないであろう。

【日本】西欧とは異なった福祉をもつ東アジアのリーダー国。労働者福祉は生涯雇用政策と使用者負担制度 とくに年金、住宅、家族手当の企業依存度が高いこと、そして国家的制度水準、税負担の低いことが特色である。

戦後、社会保障は目覚ましく進展したが、オイルショック以後熱意はさめる。その後、国家制度は若干伸びたが、職域制度中心となる。高齢化進展から西欧への同調を廃棄し、81年の改正から後退した。

しかし、90年代に入って経済停滞、失業増となるが、皮肉なことに日本はケインズ路線をとる。二重経済・規制大で自由経済を制約し、資本市場の力は及んでいない。だが、閉鎖的保護経済下、企業主導の完全雇用と福祉の日本の特質もいまやグローバリゼーションの圧力下にある。消費税創設と結合した所得税最高税率引き下げ、課税の累退化、企業課税軽減動向が存している。その改革は西欧と同じ方向で、企業福祉は後退し、日本の福祉制度は終るであろう。

以上、三カ国とも、グローバリゼーションの進展度合いはアングロサクソンよりも低い、それはいつまでも続かない。グローバリゼーションは未来への展望をもつが、福祉国家はそれがない。三国それぞれに、結局はグローバリゼーションの方向をとるであろう。

6章では、1章で提示された7つの帰結が再検討されているが、とくに注目されるのは についてである。グローバリゼーションのもとでは経済は完全に無規制で、労働・雇用保護、所得保障等の社会的基準（social standards）がない。これは19世紀の市場経済の進展状況 レッセフェール と同種のものである。

ここで、グローバリゼーションと、選挙民の意向に応じる国民国家との不可避なコンフリクトが生ずる。どちらが勝つか？ この経済と政治の不調和への対応策として、グローバリゼ

ーションの抑止，民主手続と社会的責任を残してグローバリゼーションを容認，進歩的社会運動によるグローバリゼーションの規制，の道がある。いずれも問題があるが，資本主義の歴史が示すように，無規制の市場経済がもたらすその自壊は，なんらかの規制を迫る。しかし国民国家では完全な成功は望めない。社会的保護を保障する国際的協調が必要である。

7章では，前章までの客観的検証をふまえ，著者自身の反グローバリゼーションの立場からの対抗策・理論が提示される。

社会システムとしての社会主義は失敗したが，社民路線＝福祉資本主義・福祉国家は成功してきた。これは市場経済の不安定性に対する人間的ニード保障のための市民の要求闘争の産物で，最低限，維持されなければならない。これを破壊しようとするのが経済グローバリゼーションであるが，社会と経済の相克関係の出現，これを押え，両者を相互依存関係とするためになんらかの国際的規制が必要である。

戦後の福祉国家の思想的支柱は市民の権利の観念であった。それは市民的権利，政治的権利と並んで社会権たる市民権の表現であって，これが黄金の30年間の国民的統合に寄与した。しかし，それが70年代に入って少なくともアングロサクソン国で敗北する。社会権は他の二権と同等ではなかったのである。市民的権利，政治的権利は本質的に形式的（procedural）権利であるのに対し，社会権は資源の移動，再配分をなす実質的（positive）権利で，自由資本主義社会の基本権たる経済的・財産的権利と衝突し，財産権侵害として劣位におかれる。また他人の抛出した資源から個人がとる個人的権利であることの問題ももつ。福祉国家の概念，社会的保護の根拠は見直しの必要が生じた。すなわち“社会権から社会的基準へ”である。

現在は，福祉国家は個人的権利よりも社会・

共同体基準で考えるべきである。社会的基準や規範を必要とするのは集団としてのコミュニティーである。相互依存や社会連帯を生ずる国民共同体メンバーの希望する基礎的社会基準保障が目標とされるべきである。この概念は，世界に普遍的でありうるし，また国民経済力に見合っ 富裕国では高く，貧困国では低く 設定される自動エスカレーターで，異なった経済基準の国に共通に社会権を適用しようとするILO，国連が直面する問題も解決する。

このような基準の有効性，正統性の根拠は社会的コンセンサスである。国連，ILO，NGOの意見などの参照も適切である。要は，明確なフォーミュラ策定ではなく，世論や経済発展段階に応じた基準策定である。これは社会保障，社会連帯の指標を提供し，国民共同体の意識を支えることになる。そしてこれは，国家，企業等をグローバリゼーションのもとで競争させるが，それはその基準によって規制されるべきことになる。

この基準の実施機構としては，国家間組織（IMF，WB，OECD），非営利政府間組織（IGO），とくに国連，ILO，地域的國家間貿易協定 - EU，NAFTA，WTO，があげられる。

はこの順にグローバリゼーション推進路線であるが，民主的根拠がない。は人道的路線であるが，国連の国際人権規約，とくに社会権規約の効力は弱い。各国による差異を認めることをしなかったからである。

[まとめ] グローバリゼーションを支持する国際機関の力は強く，超国家的社会的基準の生成は容易ではない。けれども，国内の社会的基準設定を可能にした要素は世界的にも存する。地球統治への前進，グローバリゼーションに対する反撃の増大，“地球的市民社会”（global civil society）形成への動きがある。無規制の市場経済は遅かれ早かれ経済社会の破滅をもた

らすとのマルクス等の予測もある。われわれは歴史を忘れてはならない。

### 三 解説

以上、著者は一方において、アングロ・アメリカ主導の経済グローバリゼーションの福祉国家破壊力の強さを率直に認めるとともに、これに大衆の福祉国家支持志向を対置し、現在の両者の関係を、経済と社会（あるいは民主主義、政治）との対抗関係と把握する。さらに経済グローバリゼーションが一方的に支配した場合の世界の人間の側面の消滅を深く憂慮する。最終部分でみたような、無規制の市場経済はやがて地球的経済社会の破滅となるとの予測は重要である。評者のみるところ、いまこのことをもつとも象徴する事例はアメリカの京都議定書拒否である。経済のためには地球さえ滅びてもよいのである。

しかし本書はここで悲嘆に沈みこんでいるのではない。著者の論理はここから反転して、超国家的、地球的経済規制の必然性を引き出し、その弊害克服の対策と理論を提示した。“基礎的社会基準”の概念である。これに見合うILOの定立した概念が“DE-CENT WORK”であるが（高藤「ILO基準と日本の社会保障制度」本誌520号所収）、著者の場合は、各国に一律の基準ではなく、その国の力に応じた基準設定論である点に特色がある。これが現実的で、実現性が強いという。

ここで著者は資本主義経済勃興期において、むき出しの資本の欲望の赴くままに、大衆の貧困化と社会的混乱を招いた事態を想起している。それはやがて各国ごとの保護主義的政策＝社会政策によって克服され、戦後の福祉国家につながるが、著者においては、いまやその事態

が国民国家の制御不能な地球規模でよみがえるのである。そしてこれを放置すれば地球の破滅・自滅となることを予測し、これへの対応策として、地球規模の規制が論理必然的に帰結される。著者の論理はこの地球の破滅・自壊の予測から入っている。

ここで想起されるのは、社会政策を、資本による労働力の摩滅、濫奪を国家＝総資本の理性によって防止し、その保全を図るものと捉えた大河内一男理論である。この説の当否は別として、ここでの問題は、その「理性」が地球規模で存在するか、あるいは発生するかである。より平易に言えば、誰かアメリカに鈴をつけに行く者がいるかである。この点がミシュラ理論の最大の問題点で、これは著者自身において十分自覚されている。しかしその鈴をつける運動＝反グローバリズムは現実的に世界的に熾烈化してついに9・11テロに至っている。これよりさらに、本書が出版されたのち、ニュージーランドでは経済グローバリゼーションへの反発が起って政権交替となり、イギリスではその路線の保守党が年金の完全民営化を主張して選挙で敗北した。著者を勇気づけることであろう。

結局、この鈴のつけ役はグローバリゼーションに人間の顔と地球保全を求める世界世論であろう。それが国連やILOの機構や規制措置の強化を生み出すことは評者も確信する。

ともあれ、経済グローバリゼーションによる福祉国家の破壊を憂う者として、強力な援軍となった一書である。

（Ramesh Mishra, *Globalization and the Welfare State*, Edward Elgar Publishing Limited, UK, USA, 1999, reprinted, 2000）

（たかふじ・あきら 法政大学名誉教授）